

知っていますか？成年後見制度

こんなお悩みはありませんか？

物忘れがあって、
お金が管理できない

身寄りがなく、
将来が不安

親が悪質商法の被害に
よくあい困っている

障害のある子の
親亡き後が心配

解決手段の一つに成年後見制度があります。

○ 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方が、医療や介護サービスの利用に必要な契約が締結できなかつたり、財産の侵害を受けないように、家庭裁判所により選任された成年後見人等が法律面や生活面で支援する制度です。



○ 成年後見人等ができる支援

こんなことができます！

通帳の保管や支払いのお手伝い

必要のない不利益な契約の取り消し

福祉サービス利用や入院、入所手続きなどのお手伝い

生活状況の確認

書類など手続きのお手伝い

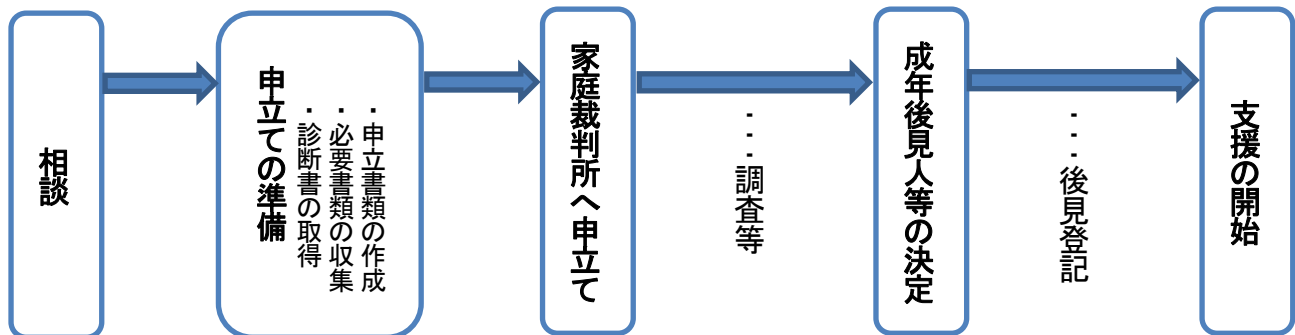
※できないこと※ ・ 買い物や片付け、身体介護 ・ 身元保証人 ・ 治療や手術の同意
・ 本人の意思が必要な権利（遺言、婚姻、養子縁組等） など

○ 成年後見制度の種類と手続きの流れ

種類

制度	概要
法定後見制度	判断能力が十分でない方に対し成年後見人等を選任する制度で、判断能力の程度に応じて、後見人・保佐人・補助人が選任されます。
任意後見制度	本人に十分な判断能力があるうちに任意後見人を選び、あらかじめ公正証書(任意後見契約)で決めておく制度です。

法定後見制度の手続きの流れ



✿ 相談窓口 ✿

まずは担当のケアマネジャーや相談支援専門員等にご相談ください。ケアマネジャーや相談支援専門員が決まっていない場合は、下記にご相談ください。

高齢者の相談窓口		
室積・光井・大和地区	光市東部地域包括支援センター	(0833)-74-3061
浅江・島田・上島田・三井・周防地区	光市西部地域包括支援センター	(0833)-74-2000
牛島地区 (市全域)	光市基幹型地域包括支援センター※	(0833)-74-3002
障害者の相談窓口		
光市福祉総務課障害福祉係※		(0833)-74-3001

● 相談時間: 月曜日から金曜日まで 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)

※光市における成年後見制度利用促進に係る中核機関として、高齢者支援課高齢福祉係を含め位置づけています。中核機関とは、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、必要な人が成年後見制度を安心して利用できる体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関です。

～ 問い合わせ ～

光市基幹型地域包括支援センター
 電話: (0833)74-3002
 場所: あいぱーく光 (光市光井2丁目2-1)1階5番窓口

